

建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領

令和3年3月22日制定
最終改正 令和8年5月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県が発注する建設工事又は調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）において実施する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等（WTO政府調達協定の適用対象工事等を除く。）において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象案件とすることができる。

(1) 一般競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類。以下同じ。）又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 入札参加資格要件が同一の案件であること。
- オ 総合評価方式にあっては、総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応札可能業者数が対象工事等全体で[規定の応札可能者数+工事等の数-1]以上見込まれること。

(2) 指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 等級別発注基準が同一であること。（建設工事のみ）
- オ 指名業者数が対象工事等全体で[規定の指名業者数+工事等の数-1]以上見込まれること。

(3) 簡易公募型指名競争入札

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札の公表を行い、かつ同一日に開札する案件であること。

- ウ 発注業種が同一の案件であること。
- エ 応募資格要件が同一の案件であること。
- オ 技術審査点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応募可能業者数が対象業務委託全体で[規定の応募可能業者数+業務委託の数-1]
以上見込まれること。

(留意事項)

第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定するものとする。なお、対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。
- (2) 落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。なお、先に開札した工事等が、落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。
- (3) 先に落札者を決定した工事等で落札者となった者が、次工事等以降にも参加している場合は、その入札を無効とし、入札参加者として取り扱わないものとする。
- (4) 対象案件のうち、一部の入札案件が中止又は取止めとなった場合は、落札決定順位を繰り上げるものとする。
- (5) 建設工事に係る一般競争入札（事後審査Ⅱ型）実施要領（以下「事後審査Ⅱ型」という。）により発注する場合にあつては、先に開札した案件の落札者を決定する前から、それ以降に開札する案件について落札候補者になる可能性が最も高い者を落札候補者とみなすこととする。

(手続)

第5条 対象工事等の入札手続は、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格要件等設定資料又は指名業者推薦書等に当該工事等が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。
- (2) 入札公告又は指名通知書等に、当該工事等が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。

また、落札者決定順を併せて明示するとともに、入札公告に先に開札した工事等で落札者となった者の次工事等以降の入札を無効とする要件を追加すること。

- (3) 一般競争入札に係る複数の工事等の入札参加者に対し、参加を希望するすべての工事等について電子入札システムにより申請書、資格確認資料及び技術資料（総合評価方式の場合）又は別紙の提出を求めるものとする。

ただし、参加を希望する工事等のうち開札順が1番早い工事等にのみ、申請書、資格確認資料及び技術資料（総合評価方式の場合）を提出するものとし、その他の参加を希望する工事等については、別紙のみの提出を求めるものとする。

- (4) 事後審査Ⅱ型により発注する場合にあつては、二番目以降に開札する案件の落札候補者について、先に開札する案件の落札者を決定する前から、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行うこと。

また、先に開札した案件の落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者を繰り上げて落札候補者とするとともに、

二番目以降に開札する案件の落札候補者についても、先に開札する案件の落札候補者を変更した時点で、最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、必要に応じて落札候補者を変更するものとする。

(5) 簡易公募型指名競争入札に係る複数の業務委託の入札参加者に対し、参加を希望する全ての業務委託について電子入札システムにより応募調書又は別紙の提出を求めるものとする。

ただし、参加を希望する業務委託のうち開札順が1番早い業務委託にのみ、応募調書を提出するものとし、その他の参加を希望する業務委託については、別紙のみの提出を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項その他の事務取扱いについては、従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月11日から施行する。